

令和2年度第4回 使用料等審議会

令和3年3月12日

東村山市経営政策部企画政策課

本日の審議内容

1 審議 基本方針見直し

(1) 今後のスケジュール

(2) 答申の検討と素案の策定

1 審議 基本方針見直し

(1) 今後のスケジュール

- ・ 使用料・手数料の全体見直しまでのスケジュール

使用料・手数料の全体見直しまでのスケジュール

日程		使用料等審議会の予定	庁内の予定
令和3年	3月12日	令和2年度第4回使用料等審議会	
	4月		パブリックコメント実施
	5月	令和3年度第1回使用料等審議会 (パブリックコメント結果報告、 意見の反映)	
	6月		基本方針(改訂第3版) 確定、公表 事前調査
	8月		事務説明会、全庁調査
	11月	令和3年度第2回使用料等審議会 (「全体見直し」諮問)	
令和4年	2月	令和3年度第3回使用料等審議会	
	5月	令和4年度第1回使用料等審議会	
	7月	「全体見直し」答申受領	

➡ その後、必要に応じて条例改正

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

- ・これまでの審議事項

これまでの審議事項

- 1 原価に含める対象経費【第1回】
- 2 現行の料金改定基準の再評価【第2回】
- 3 使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化【第2回、第3回】
- 4 激変緩和措置の検討【第2回、第3回、第4回】
- 5 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い【第3回】

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

- ・ 原価に含める対象経費

固定資産台帳の減価償却費を使う理由

●資本的支出の反映

固定資産台帳整備
(H29年度)以降

- ● ● 建物の状態に見合う
資産評価

●特定財源の有無による影響⇒なし

- ● ● 行政コストの平準化

減価償却費以外のコスト

	財務書類に基づく数値 (複式簿記・発生主義会計に 基づく算定)	現行どおり (単式簿記・現金主義会計に 基づく算定)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 非現金支出を含めたフルコストでの算定が可能 → 正確なコストの認識 ● 客観的な事実 → 透明性の向上 → 受益者負担の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 統一的な基準による財務書類作成時期 → 全体見直しの時期への影響なし
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 統一的な基準による財務書類作成時期 → 全体見直しの時期への影響あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑なコスト計算 → 算定結果の客観性に欠ける

原価に含める対象経費

1 原価に含める対象経費の審議結果

新地方公会計制度への対応として、原価に含める対象経費は、統一的な基準による財務書類の数値と、財務書類の作成に伴い整備した固定資産台帳の減価償却費を用いることとする。

(答申案P1「1 原価に含める対象経費」より)

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

- ・ 現行の料金改定基準の再評価

改定基準の現状と課題

現状

- ・ 料金改定の基準 → **明文化なし**
- ・ 「料金改定にあたっては、**算定額と現行料金との差額を基準に100円未満、100円以上によって100円単位による改定額とする**考え方」に整理して運用
(平成20年度使用料等審議会)

課題

- ・ 料金が高いものほど、料金改定の対象となりやすい
 - ・ わずかな乖離による頻繁な料金改定
 - 利用者にとっての**わかりにくさ**
 - 料金改定に伴う**業務量が膨大**
- 結果として
据え置き

新たな改定基準

解決策

- ・ 料金改定の基準の見直し

±100円以上の乖離 (増減額)



±10%以上の乖離 (増減率)

改定基準を増減率とする理由

- ・ 料金改定の対象のなりやすさが、もとの料金の大小に影響されないため
- ・ ±10%であれば、100円単位となる料金改定額をきちんと反映できるため

現行の料金改定基準の再評価

2 現行の料金改定基準の再評価の審議結果

料金改定にあたっては、算定した額と現行料金との差額を基準に、概ね10%以上の乖離が生じているかを一つの目安とし、改定額は100円単位とする。

(答申案P1「2 現行の料金改定基準の再評価」より)

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

- ・ 使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化

適正価格決定の現状と課題

第2回配付資料より

現状

- ・ 手数料 → 「他市との均衡の考慮」 明文化あり
- ・ 使用料 → **明文化なし**
各施設の事情によって、改定すべきかどうか決めてきた

課題

- ・ 基本方針に明文化されていないため、所管課が使用料の**適正価格を決定する上での考え方が統一されにくい**

算定結果以外の状況も加味することの 明文化の文言について

第3回配付資料より

前回事務局案

「最終的に近隣自治体との料金比較や民間の類似サービスの料金等、諸々の条件を考慮して額を決定します。」

➡手数料と使用料を一括りにして提案した

検討すべき点

考慮する
視点

(手数料) 区市町村で行う事務の共通性から「他市との均衡の考慮」(明文化あり)

(使用料) 施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合い

➡単純な料金比較だけで使用料が決定できると受け取られないよう、正確に伝わるような文言とする。

算定結果以外の状況も加味することの 明文化の文言について

第3回配付資料より

修正案

「（ただし、手数料は、区市町村で行う事務には共通性があることから、他市との均衡を考慮します。※すでに明文化されている。）また、使用料は、その**施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合い**といった視点を考慮するほか、諸々の事情を考慮して額を決定します。なお、料金に関して、他自治体との均衡や民間の類似施設との比較が必要と判断した場合は、市場性も考慮することとします。」

➡使用料は**社会状況や老朽度合いの考慮**
が優先されるように明文化

使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化

3 使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化

使用料についても算定結果以外の状況を加味することについては、その施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合いといった視点を考慮するほか、諸々の事情を考慮して額を決定することを明文化する。なお、料金に関して、他自治体との均衡や民間の類似施設との比較が必要と判断した場合は、市場性も考慮することとする。

(答申案P1「3 使用料について算定結果以外の状況を加味することの明文化」より)

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

- ・ 激変緩和措置の検討

激変緩和措置の現状と課題

現状

- ・ 算定額の概ね**1.5倍までを上限額**とする

課題

- ・ **200円未満の料金**は、1.5倍では**100円以上の差額**とならない
 - ➡ どんなに大きな乖離があっても**料金据え置き**
- ・ 倍率が一律だと、**料金**が大きいものほど増額も大きい
 - ➡ **市民への影響も大きい** **影響の要確認**
※激変緩和措置パターン別
改定額比較表

解決策

【事務局案 1】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

- ・ 少額区分の新設
- ・ 現行どおり1.5倍を上限

激変緩和措置の検討

4 激変緩和措置の検討の審議結果と事務局案

(審議結果) 激変緩和措置の見直しについては、現行料金50円未満の区分および50円以上200円未満の区分を新設し、改定額の上限をそれぞれ100円と現行料金の2.0倍とする。200円以上の区分については、現行どおり現行料金の1.5倍とする。

(事務局案) なお、月額としている使用料の改定額の上限については、設置目的を妨げない範囲での料金改定となるよう個別に検討できることとする。

(答申案P2「4 激変緩和措置の検討」より)

1 審議 基本方針見直し

(2) 答申の検討と素案の策定

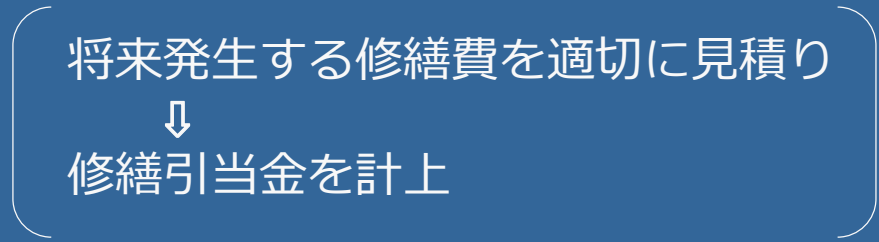
- ・ 耐用年数到来後の減価償却費の
取扱い

受益者負担の範囲についての考え方①

①過去に計上していた減価償却費を耐用年数到来後も加算	
メリット	<ul style="list-style-type: none">・過去の取得価額に基づく計算・過去に減価償却費として計上していた実績値 <p>→ 一定の客観性・明瞭性</p>
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・建物本体の減価償却費に加え、資本的支出の分の減価償却費が積みあがる<ul style="list-style-type: none">→老朽化した施設なのに使用料が上がる※建物本体と資本的支出の取扱いを分けるとしても、そうする理由の説明や事務負担に課題がある・公会計の数値との整合性を維持できない<ul style="list-style-type: none">→会計の枠外の取扱いとなる

受益者負担の範囲についての考え方②

② 公会計の数値そのものを修正



メリット

- ・ 使用料の算定根拠が**公会計との整合性を確保**できる

・ 算定方法の根拠なし
・ 使用料徴収施設のみ計上する理由の説明つかず

デメリット

- ・ 公会計マニュアル上、**修繕引当金**の計上について明記無し
➡ 国は当該引当金の計上を想定していない可能性
- ・ 引当金計上要件「発生可能性が高い」についての説明が必要

耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

5 耐用年数到来後の減価償却費の取扱いの 審議結果

耐用年数到来後の減価償却費の取扱いに関し、受益者負担として相当額をコストに含める考え方については、新地方公会計の数値との整合性および資本的支出があれば減価償却費に反映されることに鑑み、コストには含めないこととする。

(答申案P2「5 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い」より)